

令和6年度 新規採用栄養教諭研修の手引



岐阜県教育委員会 教育研修課



新規採用栄養教諭研修の実施に当たって

この「新規採用栄養教諭研修」は、栄養教諭としての職務を遂行していくために必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修の内容については、新規採用者の勤務校で行われる校内研修と、県総合教育センター等で行われる校外研修とに分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。このうち、皆さまには、主に校内研修を中心に新規採用者の指導に当たっていただくこととなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

栄養教諭に求められる職務として、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の児童生徒や食物アレルギーをもつ児童生徒等への個別指導や、教科や特別活動の時間などに学級担任や教科担任と連携しながら実施する食に関する教育指導があります。一方、栄養管理や衛生管理、検食、物資管理等の学校給食の管理に関する内容も、主要な職務として位置付けられています。このように、栄養教諭には、「食に関する指導」と「学校給食の管理」という両者を一体のものとして展開することが可能である立場としての活躍が期待されており、新規採用者にはこれらの専門性を高めていくために、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことが求められています。

こうした中、岐阜県では「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を校種・職別に定めています。この指標は、項目ごとに「スタートライン」として、新規採用者に期待されている「姿」が、そして、これからの教員生活で期待される「姿」が示されています。また、この手引では、校外研修と校内研修とを往還させながら、これからの研修が見通しをもって進められるよう、必要な情報等がまとめられています。校内研修の実施に当たっては、これらを活用しながら校長及び校内研修指導員を中心に、多くの方が新規採用者に関わっていただくようお願いいたします。

また、岐阜県では「学び合い文化の醸成」「協働的な職場環境づくり」をキーワードに教育活動を展開しています。各校におかれましては、このことを念頭に、新規採用者との「対話」を重視した研修をお願いできればと思います。採用一年目は不安も大きく、悩みも尽きない時期であります。皆さまには、新規採用者の日常の様子も見守っていただきながら、子供たちや保護者、そして地域の方から信頼される栄養教諭として新規採用者が活躍できるよう、どうか温かい指導と助言をお願いいたします。

令和6年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

令和6年度 新規採用栄養教諭研修

(小・中・義・特) 実施要項

1 ねらい

専門職としての知識・技能を習得するとともに、児童生徒の食生活に関する現状と課題を捉え、栄養教諭としての職務を適切に遂行できる実践的指導力と教育公務員としての使命感を養い、幅広い知見を身に付ける。

2 対象

令和6年度新規採用栄養教諭

3 内容

(1) 校外研修 (6日)

- ・ 県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき、教育研修課が実施する。
- ①総合教育センターにおける研修 (3日)
 - ・ 小・中・義・養との合同での研修と栄養教諭の職務、担う役割、学校経営への参画の在り方及び関係法規等の研修を受ける。
- ②研究授業における研修 (1日)
 - ・ 研究授業の会場校において、教科等におけるTT授業の在り方について研修を受ける。
- ③実践的指導力向上研修 (2日)
 - ・ 栄養教諭から給食調理及び衛生管理の実際について研修を受ける。
 - ・ 栄養教諭から食に関する指導や学級担任等との連携の在り方や実態把握の仕方等について研修を受ける。

(2) 校内研修 (13日)

- ①当該学校及び共同調理場 (以下「学校等」という。) に新規採用栄養教諭研修校内研修指導者 (以下「校内研修指導者」という) を配置し、校内研修指導者を中心に他の教職員と連携しつつ指導及び助言による研修 (以下「校内研修」という) を行う。
- ②研修内容は、別添を参考に、学校の実情に合わせて計画的に行う。研修項目すべてについて研修し、新規採用栄養教諭が職務を適切に遂行できるよう内容や研修時間を検討し実施する。
- ③配置校研修における研究授業
 - ・ 配置校において実践的指導力を培うため研究授業及び授業研究会を行う。
 - ・ 小中義務教育学校は、各教育事務所の担当主事と相談し実施する。
 - ・ 特別支援学校は、校長の指導の下に実施する。
 - ・ 原則として、9月から11月までに1回実施する。
 - ・ 日程に「教科、特別活動等におけるTT (研究授業)」「授業研究会」「校長等による指導・助言」を入れる。
 - ・ 研究授業については、事前に校長等の指導を受ける。
 - ・ 配置校での研究授業の機会を食育推進の一貫と捉え、複数の教員による研修体制をとれるようにする。
 - ・ 校内研修は1月中旬までに終了するようにする。

4 年間研修計画

- (1) 校外研修については、別添「新規採用栄養教諭研修計画 (1) 校外研修 全6日」のとおりとする。
- (2) 校長及び共同調理場長 (以下「校長等」という。) は、県教育委員会が示す研修計画に基づき、当該学校等の実情に配慮し、校内研修指導者の参画を得て校内研修実施計画を作成する。
- (3) 校内研修実施計画については、校外研修との関連に配慮して、校内研修指導者を中心とする指導・助言による研修項目及び時期、その他必要な事項を定める。

5 研修の校内体制

- (1) 校内研修指導者は、校長等の指導のもとに、校内研修実施計画に従い、指導・助言を行う。
- (2) 校長、教頭、保健主事等は、校内研修実施計画に従い、研修項目に応じて指導・助言に当たる。
- (3) 校内研修指導者以外の教職員は、校長等の指導のもとに、校内研修指導者と連携しつつ、校内研修指導者の職務を補充して、指導・助言に当たる。
- (4) 校内研修指導者は、校内研修における指導・助言の状況を把握し、系統的・組織的な研修が行われるようにする。

- (5) 校長等は、校内研修指導者を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付ける。
- (6) 校長等は、新規採用栄養教諭が校外研修を受ける間、その職務が校内研修指導者又は他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内体制を整備し、業務に支障のないように配慮する。

6 校内研修指導者

- (1) 小中義務教育学校の校内研修指導者は、教育事務所の推薦を受け、各教育事務所が委嘱する。特別支援学校の校内研修指導者は、校長の具申に基づき、県教育委員会が委嘱する。
- (2) 校内研修指導者は、原則として栄養教諭経験者の退職者または栄養教諭で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。
- (3) 校内研修指導者の任用期間は、委嘱日から翌年3月31日までとする。
- (4) 特別支援学校の校内研修指導者は、別紙 個人調書を県教育委員会へ提出する。
- (5) 指導内容は、別添「(2) 校内研修 全13日」を参考に、学校等の実情に応じた校内研修実施計画に基づくものとする。
- (6) 校内研修指導者の勤務条件は次のとおりとする。
 - ①学校において新規採用栄養教諭の校内研修の指導者としての職務を行う。
 - ②任用期間において、1日4時間、13日間の校内研修の指導を行う。(日時については、学校等と校内研修指導者間で相談の上、決定する。)
 - ③校内研修指導者は、新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会に参加する。

7 校外研修に係わる後補充のための非常勤講師

- (1) 新規採用栄養教諭研修の校外研修に伴い、学校の必要に応じて校外研修実施日に勤務する1名の非常勤講師を配置することができる。
- (2) 後補充のための非常勤講師の勤務条件は次のとおりとする。
 - ①任用期間内において、長期休業中を除く校外研修で、1日4時間、年間6日を上限とする。
 - ②校内研修指導者と兼ねてもよい。

8 新規採用栄養教諭研修実施校 校内研修指導者連絡協議会

<小・中・義務教育学校>

- (1) 研修内容の確認や指導方法を検討し、新規採用栄養教諭研修が円滑かつ効果的に実施できるよう、新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会を設置する。
- (2) 新規採用栄養教諭が所属する校長(共同調理場に勤務する場合は共同調理場長を含む)、校内研修指導者、県教育委員会関係者等で構成する。
- (3) 実施回数は、教育事務所ごとに開催する。

<特別支援学校>

- (1) 新規採用栄養教諭研修校の校内研修指導者に対し、研修内容を徹底するとともに、実施校相互の情報交換を行い、新規採用栄養教諭研修の円滑かつ効果的な実施を図るため、連絡協議会を年1回開催する。
 - ・期日 : 令和6年4月12日(金) 13時30分~15時30分
 - ・会場 : WEBによる開催

9 実施計画書及び実施報告書等の提出

(1) 小・中・義務教育学校

提出文書	提出先			提出期限		
	学校 →市町村教委	市町村教委→ 教事	教事→教育研修課			
(様式1) 校内研修実施計画書 (様式2) 校外研修に係る補充計画書 (様式3) 配置校研修研究授業実施計画書	校長は、 市町村教委へ提出 ※2	市町村教委は、 教育事務所へ提出 ※2		令和6年 6月18日(火)		
(様式4) 校内研修実施報告書 (様式5) 校外研修記録カード(写) (様式6) 校外研修に係る補充実施報告書 (様式7) 配置校研修研究授業実施報告書 非常勤講師勤務実績簿(写)※1				令和7年 3月14日(金)		

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。

※2 市町村教育委員会及び教育事務所への提出期限日は、後日連絡あり。

(1) 特別支援学校

提出書類	提出先	各学校→教育研修課
(様式8) 校内研修指導者の推薦について (様式9) 校内研修指導者個人調査		令和6年 4月5日(金)
(様式1) 校内研修実施計画書 (様式2) 校外研修に係る補充計画書 (様式3) 配置校研修研究授業実施計画書		令和6年 4月26日(金)
(様式4) 校内研修実施報告書 (様式5) 校外研修記録カード(PDF) (様式6) 校外研修に係る補充実施報告書 (様式7) 配置校研修研究授業実施報告書 非常勤講師勤務実績簿※1(PDF)		令和7年 3月7日(金)

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。また、勤務実績がない月は「勤務実績なし」として報告すること。

※各様式は、デジタルデータで作成し、メールにて教育研修課へ提出する。

教育研修課代表メール：c17781@pref.gifu.lg.jp

10 学校で勤務する者としての心構え

始業式以降、すぐに児童生徒とかかわります。児童生徒の生命と健康を第一に考え、次のようなことに十分気をつけながら職務にあたります。

<栄養教諭として>

楽しい給食の時間とするためには、安全、安心でおいしい給食の提供が必須である。

- (1) 食中毒・異物混入防止
 - ① 学校給食衛生管理基準の遵守を図る。
 - ② 食事環境の整備や基本的な衛生管理を学校全体で行う。
 - ③ 異常を感じたらすぐに対応する。
- (2) 食物アレルギー事故防止
 - ① 食物アレルギーを有する児童生徒も安全に給食の時間が過ごせるよう学校全体で対応する。
 - ② 誤食・誤配の防止のため、給食調理や作業の単純化等の軽減を工夫する。
 - ③ 保護者との相互理解や情報収集、情報共有などを行う。
 - ④ 食物アレルギーを有する児童生徒の様子の見守りをし、異常を感じたらすぐに対応する。

<学校生活の中で>

児童生徒の様子に違和感を感じた際は、速やかに対応・報告等が必要です。

- (1) 事故（外傷、急病等も含む）発生時の対応
 - ① 応急手当の実施：優先すべきことは、児童生徒等の生命と健康である。
 - ② 管理職への報告：速やかに連絡する。
 - ③ 被害児童生徒等の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。
- (2) いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底
 - ① 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
 - ② いじめの早期発見と早期対応
児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。

※上記の詳細については、研修の中で学びます。
また、周りの教職員からも対応の仕方を学びましょう。

別添

令和6年度 新規採用栄養教諭研修計画

(1) 校外研修 全6日

期日	研修概要	開催方法 場所	備考
5月7日(火)	【講話】 教師の服務について 【講義】 文書管理・働き方改革・ハラスメント防止 【講義】 児童生徒理解 【講話】 初任者に望むこと 【講義】 人権教育 【講義】 安全・安心を守る危機管理 【講義】 社会人としてのマナー	(集合研修) 教育センター	小中義養初任研と合同
6月11日 (火)	【講義】 特別支援教育について 【講義】 栄養教諭に期待すること 【講義・演習】 食に関する指導の進め方 【講義・演習】 給食管理について 【講義・演習】 安全安心な学校給食の提供について	(集合研修) 教育センター	小中義初任研と一部合同
10月頃予定	実践力向上研修① 【調理場研修】 調理現場での実地研修 【給食参観】 【講義】 学校における食に関する指導 【講義・交流】 食に関する指導の実践に向けて	(集合研修) 調理場及び 給食受配学校	
11月頃予定	実践力向上研修② 【調理場研修】 調理現場での実地研修 【給食参観】 【講義】 食物アレルギー対応の取組について 【講義・交流】 給食管理(衛生管理・食物アレルギー対応)について	(集合研修) 調理場及び 給食受配学校	
未定	研究授業における研修 【授業参観】 【授業研究会】	(集合研修) 授業提案者の 勤務校	授業者を 6月11日 に決定
2月18日 (火)	【講義・演習】 教育相談 【講義】 学校における情報モラル教育 【講話】 自ら学び続ける教師 【交流】 研修成果の交流 【講義】 基礎形成研修に向けて	(集合研修) 教育センター	<共通> 小中義初任 研と合同

(2) 校内研修 全13日 (研修項目とその内容の例)

番号	研修項目	研修内容
1	学校教育目標と学校給食について	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の服務と心得 ・学校教育目標について ・栄養教諭と調理員の役割 ・食に関する指導全体計画について
2	学校給食に関する基本計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の給食運営計画の作成 ・年間の給食指導計画の作成
3	栄養管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・献立作成(所要栄養量、食品構成) ・献立表等の作成 ・調理指導及び配食指導について ・栄養報告書の作成について ・二次調理について(特別支援学校)
4	食に関する指導について	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間の教室訪問と指導 ・効果的な配布資料、掲示資料の作成 ・給食委員会の運営、指導 ・担任教諭、給食主任、養護教諭との連携 ・校内食育推進委員会等での提案 ・TT授業の進め方(指導案、指導資料の作成) ・個別指導について(肥満、アレルギー、偏食等)
5	配置校研修<1日> (食に関する指導について)	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校における教科や学級活動等のTT授業の実施及び学校給食の運営に関する懇談 ・授業研究、給食参観 ・指導主事及び外部の栄養教諭による指導
6	衛生管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理の基準について ・日常点検、定期点検について ・検食の実施及び記録、保存食の採取、管理 ・食品の衛生的な取扱、検収について ・施設設備、調理器具の衛生管理について ・児童生徒、職員への衛生指導の在り方
7	物資管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・納入業者の選定 ・使用食材の選定及び発注票の作成 ・物資の保管、在庫管理について
8	調査研究について	<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好調査、残量調査について ・食習慣、生活習慣に関する調査の方法
9	学校給食に関する事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・県学校給食会関係書類の作成 ・公文書の取扱いについて

※配置校研修について

<小・中・義務教育学校>

- ① 各教育事務所は、配置校と連携を図り、実施要項を作成する。
- ② 新規採用栄養教諭は、事前に教育事務所の担当指導主事の指導を受ける。

<特別支援学校>

- ① 校内で計画し、実施する。
- ② 新規採用栄養教諭は、事前に校長等の指導を受ける。

※研修内容について

- ・学校の実情に合わせ、内容や時間の割り振りを工夫する。(内容例：児童生徒理解や対応の仕方)
- ・研修内容によっては、校内研修指導者以外からの指導を受ける時間を取るなど、新規採用栄養教諭が給食管理と食に関する指導の両方を適切に遂行できるよう工夫する。